

大阪府からのお知らせ

1. 事業の実施について

大阪府が皆さんのご協力のもとに施行します南部大阪都市計画道路事業大阪岸和田南海線について、都市計画法第62条第1項の規定により事業認可の告示(令和6年3月18日付け近畿地方整備局告示第33号)がなされましたので、お知らせします。

- (1)都市計画事業の種類及び名称 南部大阪都市計画道路事業3・3・219-7号大阪岸和田南海線
- (2)施行者の名称 大阪府
- (3)事務所の所在地及び名称 堺市西区鳳東町四丁390番地の1 泉北府民センタービル内 大阪府鳳土木事務所
- (4)事業地の所在 ①収用の部分 和泉市伯太町四丁目、伯太町三丁目、伯太町五丁目、伯太町、伯太町二丁目、黒鳥町一丁目、黒鳥町及び府中町地内
②使用の部分 なし
- (5)事業地の範囲 下図のとおり 事業に関する関係図書は大阪府鳳土木事務所、和泉市役所で縦覧していますので、土地建物等が事業用地に含まれそうな方は、関係図書をご確認ください。

2. 土地建物等有償譲渡の届出制度

(1)譲渡予定対価の額等の届出

事業認可の取得に伴い、下の事業認可区域内の土地建物等を有償で施行者以外に譲り渡そうとする場合、次の事項等を施行者に届け出る必要があります。(届出書の様式については、大阪府鳳土木事務所にお尋ねください。)

- ①譲渡の予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときはこれを時価を基準として金銭に見積もった額)
- ②譲渡の相手方 住所 氏名

(2)届出先

堺市西区鳳東町四丁390番地の1 泉北府民センタービル内 大阪府鳳土木事務所

(3)売買の成立

届出があった後30日以内に施行者が届出した者に対し当該土地建物等を買取る旨の通知をしたときは、施行者と届出した者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買したものとみなされます。

(4)注意事項

本届出をしないで事業認可区域内の土地建物等を有償で譲渡した者は、50万円以下の過料に処せられることが都市計画法第95条に定められておりますので、特にご注意ください。

3. その他の主な法律効果

本事業では、都市計画法第71条の規定により事業の認可の告示の日から満1年を経過する毎に土地収用法上の事業の認定の告示が新たになされたものとみなされ、事業の認定の告示があったものとみなされる日(以下「みなし告示日」という)以後、下図の事業認可区域内の土地において、土地収用法の種々の効果が発生しています。発生している主な法律効果は次のとおりですが、詳細は土地収用法をご参照ください。

- (1)土地所有者等は、大阪府に対して収用の裁決を申請するよう請求することができます。
- (2)土地所有者又は土地に関して権利をもっておられる方は、大阪府が裁決申請をしたとき、又は、大阪府に裁決を申請するよう請求したときに併せて、自己の権利に対する補償金を支払うよう大阪府に請求することができます。
- (3)収用手続きにおける土地代金や土地に関する補償額の算定は、みなし告示日の価格が基準となります。

大阪府堺市西区鳳東町四丁390番地の1
Tel:072-273-0123(代)
大阪府鳳土木事務所

